

## 第71回(令和3年度第2回)札幌市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日時 令和4年3月11日(金) 9時30分～11時00分

2 場所 札幌市役所18階 第4常任委員会会議室

### 3 議題

#### (1) 諮問事項の審議

【諮問第145号】(総務局行政部行政情報課)

ア 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて

イ 情報公開制度において個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について

ウ その他審議が必要な事項について

#### (2) 札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)第10条第2項に基づく存否応答拒否決定に係る報告(総務局行政部行政情報課)

### 4 出席者

#### (1) 委員(五十音順)

奥谷 直子	金子 長雄	栗原 正仁	嶋 拓哉
秦 博美	光崎 聡	米田 雅宏	

#### (2) 実施機関・事務局

【諮問第145号】

総) 行政部長	榎
総) 行政情報課長	水野
総) 個人情報担当係長	伊藤
総) 情報公開担当係長	阿保
総) 個人情報担当係	堀内

## 5 議事の概要

- (1) 開会
- (2) 諮問事項の審議

### 【諮問第145号】市長（総務局行政部行政情報課）

ア 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて

イ 情報公開制度において個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について

ウ その他審議が必要な事項について

- 実施機関から審議資料に基づいて以下の説明を受けた後、審議を行った。
  - ・ 改正個人情報保護法の概要
  - ・ 改正個人情報保護法と札幌市個人情報保護条例との主な相違点及び考え方
  - ・ 今後の審議の方法
- 委員からの主な発言内容及び実施機関との質疑内容は以下のとおり。

#### **個人情報ファイル簿について**

- ・ 資料9ページによると、1,000人以上のシステムや名簿が個人情報ファイル簿の作成対象となるが、現在提出されている個人情報取扱事務届出書のうち、取り扱う個人の数が1000人以上のものは何件あるか？
  - 提出されている個人情報取扱事務届出書の総数は2,390件だが、個人情報取扱事務届出書には個人の数に記載はなく、1,000人以上のものが何件あるかについては把握していない。
- ・ 資料9ページに「システムや名簿ごとに『個人情報ファイル簿』（単票）を作成する」と書いてある。個人情報ファイル簿を作成するシステムや名簿の単位はどのように決まるのか？
  - 個人情報保護法第60条第2項ではシステムや名簿のことを個人情報ファイルと規定しており、「一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」などとされている。
- ・ 個人情報ファイルは「一定の事務の目的を達成するため」のものなので、個人情報取扱事務届出書が個人情報ファイル簿に代わっても事務をベースとして作成することに変わりはないという理解でよいか？

→ そのとおりである。

- ・ 資料9 ページに「個人情報ファイルに『要配慮個人情報』が含まれているときはその旨を記載する」と書いてあるが、個人情報ファイル簿には要配慮個人情報が含まれているかどうかだけを記載するのか？

→ そのとおりである。要配慮個人情報に限らず個人情報の項目は、資料29 ページにある個人情報ファイル簿（単票）の「5 記録項目」の欄に記載する。

「8 要配慮個人情報が含まれるときはその旨」の欄には「あり」又は「なし」と記載することで足りるとされている。ただし、個人情報ファイル簿の作成に当たって、どの個人情報の記録項目が要配慮個人情報に該当するか明記することは可能と考えている。

#### **行政機関等匿名加工情報について**

- ・ 資料11 ページに国が想定する行政機関等匿名加工情報の活用事例が書いてあるが、これ以外に札幌市としてはどのような事例を想定しているか？

→ 具体的な活用事例は想定できていないが、医療や介護の情報を活用したいという民間事業者からの提案があるのではないかと考えている。

- ・ 行政機関の保有する情報は原則として誰でもアクセスできるものだが、行政機関等匿名加工情報は契約を締結した民間事業者だけが得られる情報である。この情報を得た特定の民間事業者が公共事業の入札を有利に進めることなどが可能になると思うがどうか？

→ 公共事業の入札情報には個人情報が含まれないので公文書公開請求の制度により多数提供されている。なお、札幌市がどのような個人情報を保有しているかについてはホームページに掲載する個人情報ファイル簿で確認することができるため、どの民間事業者も行政機関等匿名加工情報の活用の提案が可能である。

- ・ 行政機関等匿名加工情報を活用することで民間事業者は利益を得られるが、市民にはどのようなメリットがあるのか？

→ 資料11 ページにあるとおり、民間事業者が行政機関等匿名加工情報を活用することで、市民の隠れたニーズを把握し、これに沿ったサービスが提供されるというメリットがあると考えている。

- ・ 資料25 ページに行政機関等匿名加工情報の手数料の額は「実費を勘案して政令

で定める額を標準として条例で定める額」であると書いてある。行政機関等匿名加工情報の価値に応じて手数料の額も変わり得ると考えるが、手数料の額は何円くらいを想定しているのか？

→ 国の個人情報保護委員会から示された政令案では、手数料の額は①基本事務（審査事務等）に対応する金額として 21,000 円、②行政機関等匿名加工情報の作成の時間（職員の工数）1 時間まで毎に 3,950 円、③行政機関等匿名加工情報を委託した場合に受託者に支払う実費の合計額とされている。手数料の額は、行政機関等匿名加工情報への対価というよりも加工に要する作業に対する費用として設定されている。

### **条例要配慮個人情報について**

・ 資料 19 ページに「保護法では、『地域の特性等に応じて、その取扱いに特に配慮を要するもの』を『条例要配慮個人情報』として別途条例で定めることができることとされた」と書いてある。現時点で条例要配慮個人情報として定めることを考えている情報はありますか？

→ 札幌市内部で検討しているところではあるが、国の個人情報保護委員会が想定する条例要配慮個人情報の例のうち、LGBTに関する事項についてはその概念を定義することが難しく、生活保護の受給情報については札幌市特有の情報ではない。その他札幌市の特性上その取扱いに特に配慮を要する情報は想定されない。このため、現時点では条例要配慮個人情報を定めない方向で考えている。

⇒ 次回以降の審議会では、資料 2 の「赤枠で囲んだ事項」（実施機関が整理した論点）を数回に分けて審議することとなった。

(3) 札幌市情報公開条例第 10 条第 2 項に基づく存否応答拒否決定に係る報告

○ 非公開

(4) 閉会